



重要インフラの情報セキュリティ対策に係る 第2次行動計画(案)について

2008年 12月10日
内閣官房 情報セキュリティセンター(NISC)

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画(案)の全体像

- 「重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにすること」を目指すとともに、「IT障害が国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないようにすること」を目標に官民が連携して重要インフラ防護に取り組む
- 新たに分野毎(*)に重要インフラサービスの検証レベルを設定して着実に改善を実施
- 第1次行動計画において設定した施策の4つの柱に着実に取組み、また経験を改善につなげるとともに、新たに「環境変化への対応」を5つめの柱に掲げ、変化に対する察知能力の向上と機敏な対応に取り組む

第1次行動計画の成果 【2006年度～2008年度】

①安全基準等

- ・「重要インフラにおける情報セキュリティの確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針」を策定、改定
- ・各分野にて安全基準等の策定、見直し

②情報共有体制

- ・官民の情報提供・連絡の体制を整備し、情報提供・情報連絡を開始
- ・各分野にてセプターを整備
- ・セプターカウンシルを創設(予定)

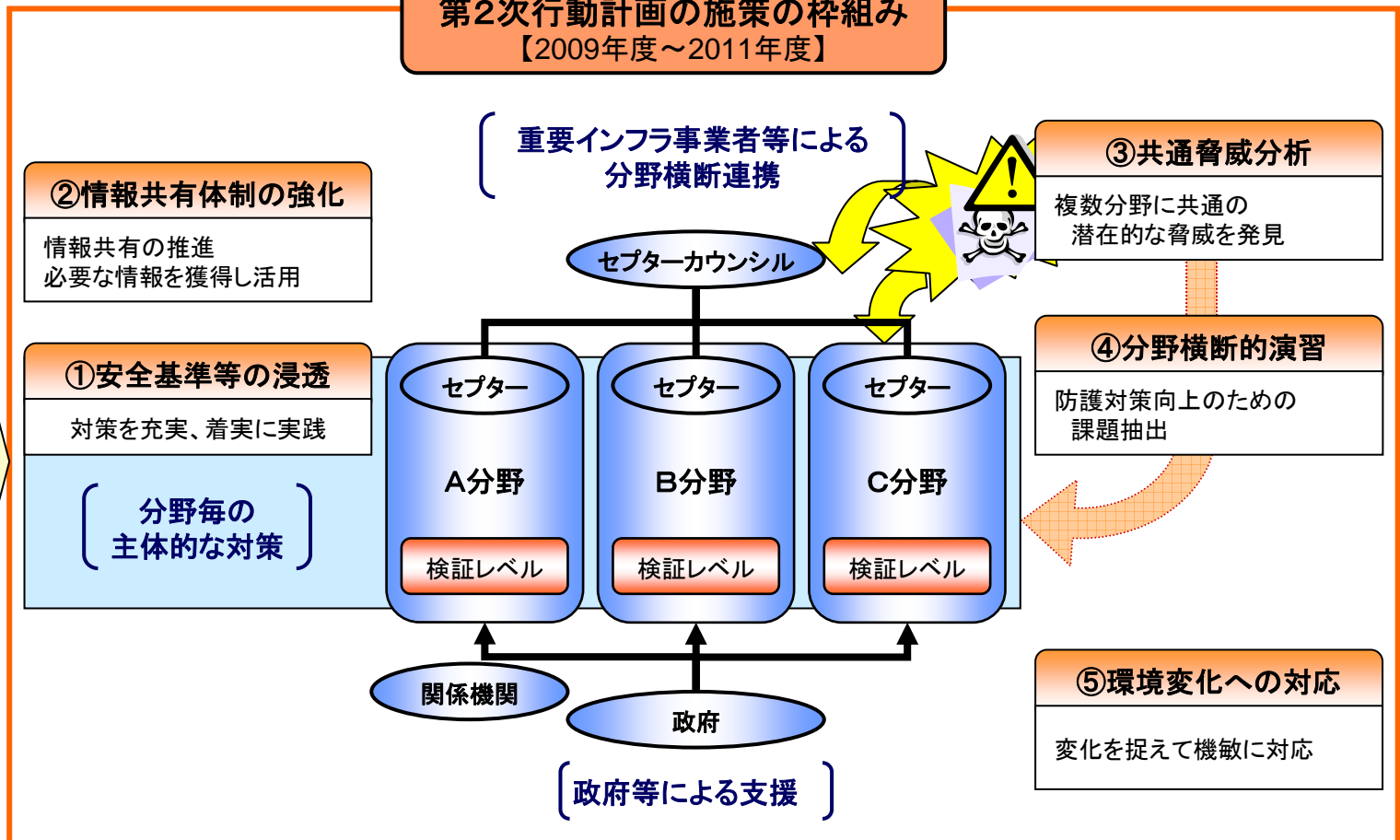
③相互依存性解析

- ・静的相互依存性解析を実施
- ・動的相互依存性解析を実施

④分野横断的演習

- ・研究的演習、机上演習を実施
- ・機能演習を実施

第2次行動計画の施策の枠組み 【2009年度～2011年度】



※10分野: 情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス(地方公共団体を含む)、医療、水道、物流

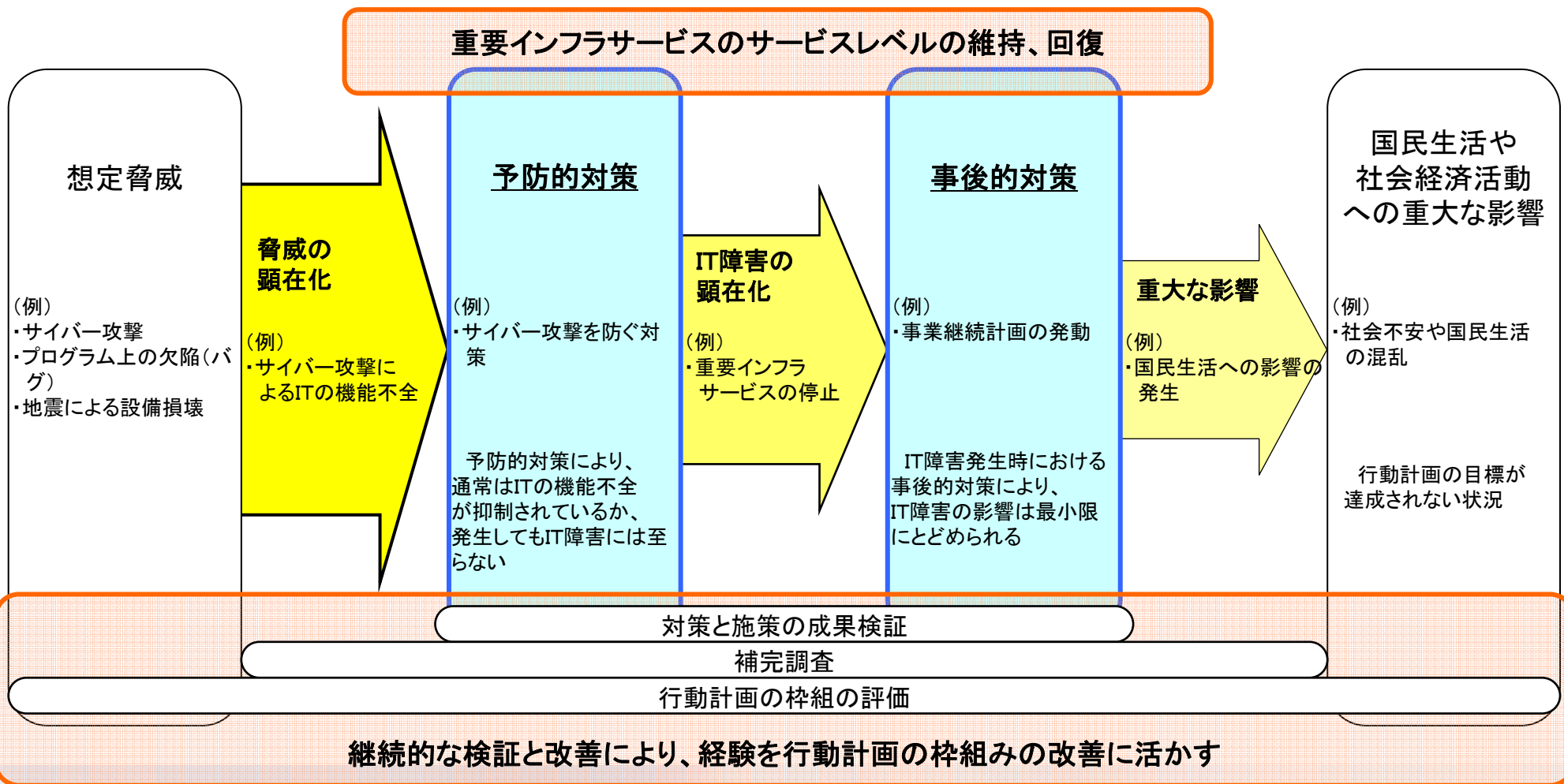
第2次行動計画の概要

○ IT障害が国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないようにすることを目標として継続

	第1次行動計画 (2006-2008)	第2次行動計画 (2009-2011)
総論	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 想定する脅威や防護すべき重要システム等の対策の範囲を設定 ▶ 情報セキュリティ対策に関する官民連携の施策の枠組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サービスレベルと検証レベルを定義、脅威等の対象範囲を見直し ▶ アウトカムとなる「理想とする将来像」を提示
情報セキュリティ対策の柱	1 安全基準等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 『安全基準等』策定にあたっての指針を策定 ▶ 各分野毎に上記指針を踏まえた「安全基準等」を策定・改定 	1 安全基準等の整備及び浸透 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 『安全基準等』策定にあたっての指針の充実 ▶ 各分野毎に「安全基準等」の継続的な改善の実施と、確実な浸透
	2 情報共有体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ IT障害に対応するための、官民の情報提供・連絡の体制を整備 ▶ 各分野毎に「セプター(情報共有・分析機能)」を整備 ▶ 分野横断的な情報共有の場として「セプターカウンスル」を設立 	2 情報共有体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報セキュリティ対策に資する、共有すべき情報を整理 ▶ 情報の分析等のセプターに期待される機能を示し、必要な支援を実施 ▶ 分野横断的な情報共有等のセプターカウンスルに望まれる事項を提示
	3 相互依存性解析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 相互依存性解析の問題提起と実施効果等を記載 ▶ 内閣官房を中心に、相互依存性解析を試行 	3 共通脅威分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 潜在的なリスクチェーンの把握等のため相互依存性解析を継続 ▶ 検討対象を技術、システム、環境等に拡大した分野共通の脅威を分析
	4 分野横断的演習 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 内閣官房の企画・立案の下、各分野が参加する形態で「研究的演習」、「机上演習」、「機能演習」を段階的に実施 	4 分野横断的演習 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 具体的なIT障害の発生を想定した分野横断的演習を継続的に実施
		5 環境変化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 広く協力、支援を得るため広報公聴活動を実施 ▶ 国際会合や他国機関との対話を通じた国際連携を推進
	評価・検証	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3年毎又は必要に応じて行動計画を見直し

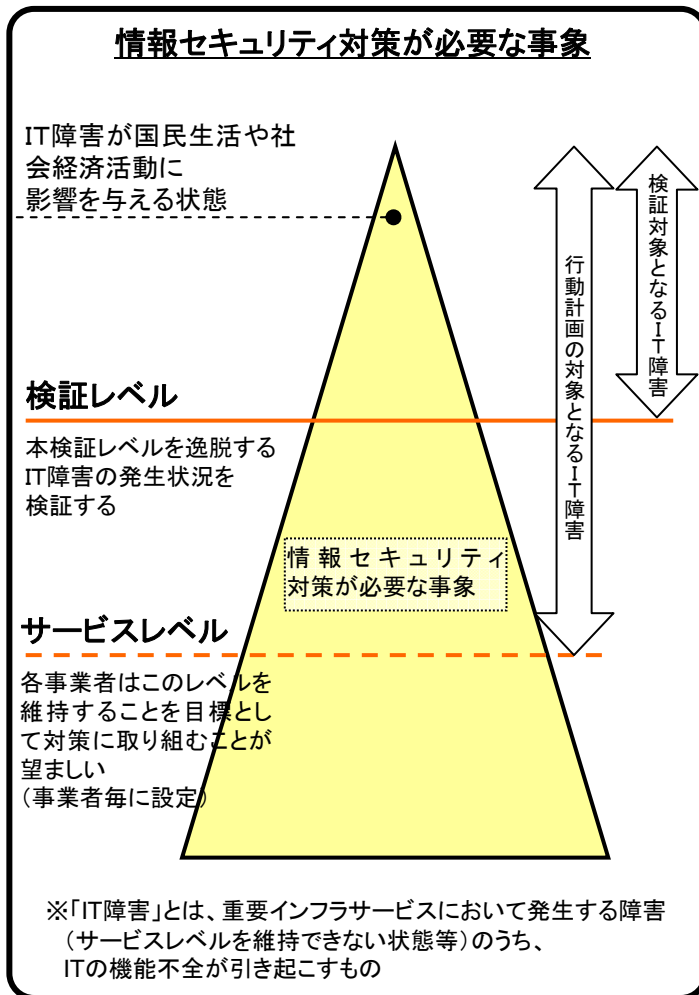
情報セキュリティ対策のイメージ

- 情報セキュリティ対策には大別して、IT障害の発生を可能な限り未然に防止する**予防的体策**と、IT障害発生時の迅速な復旧等の確保によりその**影響を可能な限り最小化する事後的対策**がある。
- 分野毎にIT障害の検証レベルを設定し、また施策毎に検証指標を設定して、情報セキュリティ対策の**継続的な検証と改善**に取り組む



重要インフラサービスの検証レベル

- 重要インフラ分野毎に業法上の義務的な取組みに加えて、新たに検証レベルを設定し、これを逸脱するIT障害の発生状況を毎年検証して行動計画の改善を期す
- 重要インフラ事業者等は検証レベルによらず各々サービスレベルを定め、これを維持することを目標として対策に取り組む事が望ましい



重要インフラ分野	検証レベル (一部表現を簡素化)	
情報通信	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信役務の停止、品質の低下が、3万以上の利用者に対し2時間以上継続する事故が生じないこと 放送の停止が生じないこと 	
金融	銀行	<ul style="list-style-type: none"> 預金の払戻しの遅延、停止が生じないこと 融資承諾をした貸付の実行の遅延、停止が生じないこと 為替(銀行振込)の遅延、停止が生じないこと
	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 保険金等の支払いに遅延、停止が生じないこと
	損害保険	<ul style="list-style-type: none"> 保険金等の支払いに遅延、停止が生じないこと
	証券会社 金融商品取引所	<ul style="list-style-type: none"> 預り有価証券等の売却、解約代金の払い出し等に遅延、停止が生じないこと 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引等に遅延、停止が生じないこと
航空	<ul style="list-style-type: none"> 貨客の運送に支障を及ぼす定期便の欠航が生じないこと 	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 旅客の輸送に支障を及ぼす列車の運休が生じないこと 	
電力	<ul style="list-style-type: none"> 供給支障電力が10万キロワット以上で、その支障時間が10分以上の供給支障事故が生じないこと 	
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 供給支障戸数が30以上の供給支障事故が生じないこと 	
政府・行政サービス (地方公共団体を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 住民等の権利利益の保護に支障が生じないこと 住民等の安全・安心を確保できる時間内にシステムの復旧を行うこと 	
医療	<ul style="list-style-type: none"> 診療録等の保存に支障が生じないこと 	
水道	<ul style="list-style-type: none"> 断減水、水質異常、重大なシステム障害のうち給水に支障を及ぼすものが生じないこと 	
物流	<ul style="list-style-type: none"> 貨物運送の停止や貨物の紛失が生じないこと 	

※概要を示すため表現を簡素化している。正確な表記は第2次行動計画(案)別紙2を参照。